

令和6年度活動状況

(令和6年6月26日から令和7年6月25日までの間)

1 留置施設の視察数

9施設

2 会議の開催回数

3回 ～ ・令和6年7月11日 ・令和6年11月29日
・令和7年2月13日

3 面接等の実施件数

被留置者から提出された意見・提案書 ～ 20通
被留置者との面接 ～ 7人

4 留置施設の運営状況に対する委員会からの意見及び改善等の措置状況

	視察委員会からの意見	意見に対する措置
1	各留置施設は、法令に基づき、適正に運営されています。	引き続き、法令に基づいた適正な留置施設の運営・管理に努めます。
2	引き続き、嘱託医等と連携し、留置施設内の衛生管理と感染症予防対策を継続してください。	嘱託医等の意見を参考にしながら、被留置者、看守勤務員ともにマスクの着用、うがい、手指消毒等を継続して実施し、感染症予防対策に努めます。
3	被留置者への処遇については、被留置者に誤解を生じさせないように必要に応じて根拠や規程を用いた丁寧な説明を行い、処遇の統一を図るとともに、被留置者の人権に配慮した処遇の向上に努めてください。	被留置者への処遇については、丁寧な説明・対応を行い、勤務員間での引継ぎを徹底して、処遇の統一を図るとともに、被留置者の人権に配慮した処遇の向上に努めます。
4	看守業務は、精神的・身体的な負担が大きいと思われるので、留置担当官の増員を検討するなど、心身の健康管理や士気高揚に配慮してください。	業務の合理化・効率化を進め、限られた人員で留置管理機能を最大限に発揮できるように努めます。 また、ワークライフバランスの充実のための計画的な休暇取得、積極的な表彰上申等により、留置担当官の心身の健康管理や士気高揚に努めます。